

第 3 回検討会における主な意見について

令和4年9月30日
内閣府防災

- 第3回検討会でいただいたご意見について、事務局の対応方針案については以下の通り。

自治体に対する周知・啓発について、指針全般に関するご意見について

(自治体に対する周知・啓発)

- 指針策定後、自治体に対して研修等の実施（一般職員向け研修、被災市町村応援職員派遣システムにおける研修等）が必要。
- できるかぎり早期の自治体周知・情報提供が必要。

(指針全般に関するご意見)

- 指針について、防災分野における全ての分野について網羅するものではなく、重要な論点についてピックアップしているということであれば、それをわかるように示すべき。
- 事例の設定と、実際の災害対応において異なる部分について、自治体が悩むことがないように、汎用性を高めると良い。また、指針が自治体の運用を妨げるものとならないよう、注意すべき。

ご意見を踏まえた検討会での対応方針(事務局案)

- R4年度中においてはパブコメと並行し、説明会を早期に実施するとともに、法施行後のR5年度においても説明会を実施（R5予算要求中）。**
- 自治体へのアンケート・ヒアリングをもとに代表的・具体的な事例を指針に盛り込むこととしている。指針の記載においては、できる限り汎用性の高いものとなるよう、留意する。

防災分野における個人情報取扱指針の周知・見直し等に必要な経費

5年度概算要求額 **15百万円**（新規）

＜うち新たな成長推進枠15百万円＞

事業概要・目的

○従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（「2000個問題」）が、デジタル改革関連法（※）により、共通ルールが定められ、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築されず（※施行日は令和5年4月1日）。令和4年度は、災害対応や平時の準備において、自治体等が個人情報を取り扱う際の活用範囲や留意点等をまとめた取扱指針の策定に向けて検討を行っています。令和5年度は、策定した指針について、取扱指針の自治体への周知の徹底及び自治体職員の理解向上、必要に応じた当該取扱指針の事例追加等の見直しを行います。

指針の策定（令和4年度に実施）

改正個人情報保護法の施行に合わせて、防災分野における個人情報取扱指針を策定（検討会、パブリックコメントを踏まえて策定）

指針の周知徹底・見直し（令和5年度に実施）

策定した取扱指針の自治体への周知の徹底及び自治体職員の理解向上や策定後の災害の振り返り等による事例追加等の見直し

事業イメージ・具体例

○災害時には、個人情報の適切な取扱いや迅速な活用が、救命・救助、きめ細やかな被災者支援に重要である一方で、その公開・外部共有に伴うリスクにより、自治体の迅速な活用が阻害されるおそれがあることから、令和4年度に策定した防災分野における個人情報の取扱指針について、周知の徹底と必要に応じた事例追加等の見直しを行います。



■自治体への周知徹底

令和4年度に策定した取扱指針等の周知徹底の実施や説明会等を開催し、自治体職員の理解向上の機会を設けます。

■取扱指針の見直し（事例の追加等）

策定後の災害の振り返りや自治体からのご意見等を踏まえて、令和4年度に策定した取扱指針への事例の追加等の見直しを行います。

（有識者及び関係省庁等による検討会を開催し、見直し内容について検討します。）

期待される効果

○自治体等を対象とした防災分野における個人情報の取扱い等を明確化する指針の周知徹底・見直しを行うことにより、災害時等の適切な個人情報の活用が可能となり、地域の災害対応力の向上に寄与します。

- 第3回検討会でいただいたご意見について、今後、法令所管省庁と調整を行い、骨子案の検討を行う。

災害時における個人情報保護法・災害対策基本法の解釈に関するコメント(概要)

(個人情報保護法について)

- 個人情報保護法第69条の規定の「相当の理由」「特別の理由」について、どのように判断をするのか、自治体にわかりやすく示すべき。
- 個人情報保護法第69条の相当な理由、特別な理由に該当するか否かの議論では、主に条文適用の始まる時期が焦点となっているが、適用が終わる時期についても議論が必要である。また、第69条第2項について、自治体はただし書きの内容について確認をしたうえで、利用目的以外の利用や提供を行う必要がある。
- 本人同意・不同意の確認において、特に不同意の人の情報を誤って利用することがないように、十分に注意する必要がある。本人同意のみならず、同意をした人の情報のみを発信する実働の手順の整理も必要。

(災害対策基本法について)

- 要支援者マップにおける災害対策基本法の位置づけ・解釈について、検討が必要。
- 災害対策基本法の第60条の規定の「人の生命又は身体を災害から保護し…特に必要があると認めるとき」といった場合（自治体が避難指示を出している場合）には、個人情報保護法第69条において、「相当の理由」「特別の理由」があると自治体が判断する基準となりうるのではないか。